

令和8年度の学校給食費について（御案内）

1 学校給食費の改定と保護者負担額

令和8年4月からの小学校の学校給食費を、食材費相当の金額として、1食当たり335円とします。

ただし、令和8年度については、国や県の交付金を活用し、**保護者負担を無償**とします。

令和8年度の給食費と保護者負担額 ※1食当たり

給食費 (A)	市負担額 (B)	保護者負担額 (A-B)
335円 (前年度比 +30円)	335円	0円

※ P T A等による給食試食会に保護者の方が参加された場合は、本来の学校給食費（小学校335円）を負担していただきます。

2 給食を注文しない児童への支援

不登校や食物アレルギー、宗教上の理由などで、1か月間全く給食を注文しない児童の保護者に対し、月額5,200円（交付金と同額）を支援します（生活保護費を受給している世帯を除く。）。

支給方法：対象者の口座へ、学期ごとに申請により振込みます。

申請方法：後日、対象者にお知らせします。

問い合わせ先 春日井市教育委員会 学校給食課
電話 0568-85-6341